

産婦健康診査を受診される皆様へ

出産後のお母さんの体調や授乳・育児の状況を確認するために、産後2週間及び産後1か月の産婦健康診査を、下記医療機関等に委託して実施しています。産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。産婦健康診査を受けて、出産後の体調を確認しましょう。

- 診査内容項目以外の検査が実施された場合は、実費負担となりますのでご注意ください。
- ご本人以外の方は使用できません。
- 結果票は複写式になっています。受診時は、産婦健康診査結果票 [A] ~ [C] の太線内を全て記入（ボールペンで強く書いてください）し、医療機関等へ提示してください。また、記載する住所は、住民票登録地を記入してください。
- この結果票は三重県に住所を有する方しか使用できません。転出された場合は、転入先の市町村にお問い合わせください。
- 健診結果票は、母子保健事業のために使用しますので、このことを同意のうえ受診してください。なお、個人情報の扱いには細心の注意を払い、母子保健事業以外には使用しません。
- 県外の医療機関等で受診する場合は、裏面をお読みください。

産婦健康診査を受診できる医療機関等
三重県内委託医療機関等

県外で産婦健康診査を受診される皆様へ

里帰りなどで産婦健康診査を県外の実施医療機関で受診する場合も、費用の助成を受けることができます。

- 下記の①もしくは②の方法で受診してください。
- ① （実施医療機関にて費用助成にかかる請求を委任できる場合）
右記の「津市産婦健康診査に係る権限の委任書」を記入し、受診する医療機関窓口へ提出する。

1回につき上限5,000円の助成を受けることができます。
健診費用が5,000円を超える場合の差額は自己負担での支払いが必要です。

- ② （①の方法で受診ができない場合）
全額自己負担にて受診後、保健センターにて費用助成の申請を行う。

- 後日、お振込みにて（1回につき上限5,000円）を助成します。
- 申請に必要なもの
- 津市産婦健康診査結果票 [A] [B]
(受診医療機関にて結果を記載したものを)
 - 領収書（受診者名、受診日、支払った金額、医療機関名がわかるもの）
 - 津市産婦健康診査受診費用助成申請書
(保健センター窓口で配布、市ホームページからもダウンロード可能)

産婦健康診査の取り扱いについて

<医療機関等向け>

- 結果票は、3枚複写になっています。
[A] [B] 一費用請求時に添付してください。
[C] -----医療機関の控えとなります。
- 費用の請求について
結果票 [A] ~ [C] に必要事項を全て記入の上、[A] [B] を、「健康診査請求書」に添付し、受診者の住所地（住民票のある）の市町村あてに、翌月の10日までに提出してください。請求できる額は、各市町長と医師会長、助産師会長、委託医療機関との間に契約を締結した額です。



津市ホームページはこちら



津市 産婦健診

ご不明な点等ありましたら、最寄りの保健センターまでご相談ください。
津市 健康づくり課
☎059-229-3310 令和6年

津市産婦健康診査に係る権限の委任書

令和 年 月 日

(宛先) 津市長

(申請者本人)

住 所 (Address) 〒 _____
津市 _____

ふりがな
氏 名 (Name) _____

生年月日 (Date of birth)
昭和・平成 年 月 日

電話番号 (Tel) _____

私は、産婦健康診査にかかる費用の請求及び受領について産婦健康診査を受ける協力医療機関を代理人と定め、その権限を委任します。

(協力医療機関記入欄)

実施年月日 年 月 日

協力医療機関名

診察医師名